

松前町出産・子育て応援事業



全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう妊娠から子育て期まで継続した「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減のための「出産・子育て応援金」の給付を一体的に実施します。

伴走型相談支援



対象者：妊産婦やその家族



松前町公式ホームページに詳細や申請書が掲載されています。

実施機関 松前町子育て世代包括支援センターはぐはぐ

相談の際アンケートの記入をお願いします。ご協力ください。

面談による相談

- ① 妊娠の届出をした時（母子健康手帳の交付の際、面談をします。）
 - ② 妊娠8か月相談の時（面談を実施します。ご案内を送付します。）
 - ③ こんにちは赤ちゃん訪問の時（出生届出後、詳しくご案内します。）
- その他、妊娠～子育て期のいつでもご相談ください。

妊娠・出産の心配事の相談

妊婦やご家族などの
こころやからだのこと、
不安や気になること

産後の生活や 子育て、お子さんに 関する相談

育児や生活の相談、利用
できるサービスの紹介

手続きや申請 に関する相談

出産後に必要な手続きや
保育施設入所など

情報提供

母子手帳アプリ「はぐナビ」で

出産・育児に関する情報を発信しています。ダウンロードはこちら⇒



出産・子育て応援金



対象者：妊婦やお子さんを養育する人(産婦など)

応援金の種類	対象者	給付額
1. 出産応援金 ※妊娠の届出時にご案内します	令和5年3月2日以降に妊娠の届出をした妊婦で妊娠届出時に面談を行った人	50,000円
2. 子育て応援金 ※出生届出の際にご案内します。	令和5年3月2日以降に出生した児童を養育する人でこんにちは赤ちゃん訪問等で面談を行った人（お子さんが亡くなった場合も対象。）	50,000円
特例給付 ※対象者に通知します。	3. 出産応援金 令和4年4月1日以降令和5年3月1日より前に妊娠の届出をした妊婦で「妊婦中の方へのアンケート」を返送した人（流産、死産した場合も対象。その場合アンケートは不要。）	50,000円
	4. 出産・子育て応援金 令和4年4月1日以降令和5年3月1日より前に出産した人（3.の給付を受けた人は除く）と出生した児童を養育する人で「出生後の方へのアンケート」を提出した人（お子さんが亡くなった場合も対象。その場合アンケートは不要。）	100,000円

応援金の給付を受けるには申請が必要です。①出産・子育て応援金給付申請書兼請求書（押印が必要です。）、②口座振替依頼書兼債権(務)者登録(変更)票（押印が必要）を、また、特例給付の人は、③アンケート、④振込口座の分かる書類のコピーを、下記にご提出ください。

お問い合わせ **子育て世代包括支援センター** 松前町子育て支援課 子育て世代包括支援センター係

はぐはぐ

月～土曜日 8：30～17：15

TEL 089-985-4189

よいはぐ